

## 穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを処理する容器（以下「処理容器」という。）及び処理する機械（以下「処理機」という。）の普及を図り、町民による生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効活用を行うことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理容器 生ごみを自然に分解させる機能を有する容器
- (2) 処理機 動力を用いて生ごみを分解させる機能を有する機械

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住していること
- (2) 町内に所在する販売店から処理容器、処理機を購入したものであること
- (3) 自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できること
- (4) この要綱により処理機の補助金交付を受けたことがある者は、前回の助成を受けた日から5年以上経過していること

### (補助金等)

第4条 補助金の額は、予算の定める範囲内で、次に掲げる額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

- (1) 処理容器の内、コンポスト容器は購入金額の2分の1以内とし、1基につき4,000円を限度とする。
  - (2) 処理容器の内、密閉式容器は購入金額の2分の1以内とし、1基につき1,000円を限度とする。
  - (3) 処理機は、購入額の3分の1以内とし、20,000円を限度とする。
- 2 購入となる処理機は一世帯につき1基とする。ただし処理容器に関しては2基を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に領収書その他支出を証すべき書面を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、提出された申請書の内容を審査し、交付の適否及び補助金の額を決定し、穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により該当申請者に通知するものとする。

(補助金の交付取り消し又は返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段によるとき
- (2) 処理容器及び処理機を目的外に使用したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。